

どんな方が利用できるの？

- 市区町村から福祉サービス受給者証を発行された以下の方が対象となります。
 - ・ 身体障害、精神障害、知的障害の手帳をお持ちの方
 - ・ 発達障害と診断された方
 - ・ 難病の方
 - ・ 障がい者手帳がなくとも医師の診断書や自立支援医療受給者証をお持ちの方**※利用可能か判断できない場合はご相談ください。**
- 18歳以上～年齢上限なし
- 利用料：各自治体が定める通りとなっています。

どんなお仕事？

- 商品の仕分け
- 商品の発送作業
- ポスティング

など



あなたに合った訓練・業務があります！

- その他にも新しいお仕事をご提供できるように、スタッフが企業に働きかけ、就職先の職場と連携して利用者さんの特性に合った職務内容や労務管理の設定についてアドバイスいたします。他にも安心して働けるようにスタッフ一同様々な支援を行っていきます。

就労継続支援B型とは？

- 一般企業に雇用されることが困難な障がいをお持ちの方を対象に就労の場を提供しております。
- 又、働くことを通して知識や能力を高める訓練もおこなっています。ここでスキルアップをして一般企業に行くことも可能です。
- また、障がい者手帳をお持ちでない方でも、利用可能な場合もあるのでご相談下さい。

一日の流れを教えてください？

🕒
10:00
始業

元気なあいさつと共に、
今日も一日仲間と
協力をしながら
お仕事をがんばります。



🕒
12:00
昼休み

仲間と談笑したり、
インターネットで
関心ある事を調べたりと
ご自由にお過ごしください。



🕒
13:00
作業

少し眠いけどあと少し！
ムリの無い程度に
がんばりましょう。



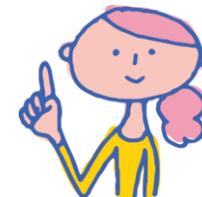
🕒
14:00
終業

また明日も
あなたの元気な姿を
見れる事を職員みんなが
楽しみにしています。



あなたに合ったお仕事を職員と一緒に考えていきましょう！

お仕事に来る事で生活リズムを形成しながら、職場の仲間との上手なコミュニケーションがとれる様にお手伝いさせていただきます。



ご利用までの流れ

まずは勇気を出して、一歩踏み出そう！

お問い合わせ

☎ 043-488-6735

✉ suehiro.n.t.s@gmail.com

● 受給者証申請手続き ●

ご利用にあたっては、お住まいの市区町村の障がい福祉課に申請し、障がい福祉サービス受給者証の交付を受け、利用契約を結びます。

● 見学・体験 ●

見学・体験を随時受け付けています。
まずは、お気軽に電話・FAX等で
お問い合わせ下さい。



● 利用開始 ●

初日に契約手続きを行います。